報にいつ
発行所　新津市役所
発行人　新津市役所 総務企画課
電話 大代表 (2) 2111番
印刷所　坂爪印刷工業
毎月一回発行

人口動態
（昭和43年7月末日現在）

人口	56,819
世帯数	12,415

（7月中）

出生	82	死亡	28
婚姻	2	離婚	3
転入	171	転出	129

機構改革本ぎまり

研修所使用料の改正など可決

七月臨時市議会の中心的な議題は、五月議会に提案され、継続審議になっていた市役所の課設置条例の一部改正、新潟県交通災害共済組合の設立について、昭和四十三年度一般会計補正予算などでしたが、課の設置条例改正案は初日の本会議で原案通り可決され、それに伴なう一部機構改革が八月一日付で行なわれました。このほか可決された議案の内容は概略次のとおりです。

◇青年研修所条例の一部改正

今回の改正は青年研修所宿舎の使用料の改正で、いままで夜の料金だけが規定されていましたが、今度昼、夜、夜通し、宿泊などの細部について規定されました。

◇市営畜産センター条例の一部改正

いままで生産動物以外の家畜（犬や猫）については何の規定もなかったが、今度これらの診療手数料については「別に市長が定める額」として条例に規定されました。

◇昭和四十三年度一般会計補正予算

今回の補正は予算内容の組替えだけで、総予算額の増減はありません。

◇昭和四十三年度国民健康保険特別会計補正予算

六百五十万七千円の追加で大部分療養給付費に向けられます。

◇新潟県交通災害共済組合の設立について

（先月号内容説明）

◎議員発議

㈠昭和四十三年産米価格に関する要望決議

四十三年産米価は農業諸団体の要求する価格に引き上げ、食管法の制度を堅持し、時期別格差金、予約減税は従来どおり行なうこととし、消費者米価は、生産者米価と結びつけることなく、消費者の家計を脅かさない価格とすること。

㈡失業対策事業に関する意見書の提出について

最近、とくに中高年令者の雇用がむずかしく、十分な社会保障もない現状から、失業対策制度の廃止や予算の削減などをすることのないよう要請する趣旨の意見書を国の関係機関に提出するもの。

□採択された請願、陳情

○能代川治水対策に関する請願

連年発生した能代川水害の被害箇所の完全復旧と、これに関連する治水施設などの改良を早急に実施されたいというもの。

○市有地払い下げについて

日宝町の新津カトリック幼稚園の敷地内に若干の市有地が散在しているので、これを幼稚園に払下げて貰いたいというもの。

○市道舗装について

第五中学校前の市道を年次計画により舗装して貰いたいというもの。

○山谷地内の市道と国鉄用地内通路との交錯部分を道路として使用に関する請願。

駅西側の山谷地内は市道が少なく、つねに国鉄用地内通路を非公認に利用している実状であるが、今後一般市道と同じように通行ができるよう国鉄当局に折衝して住民の利便をはかって貰いたいというもの。

○排水機設置について

柄目木部落は最近の宅地化に伴なっておもに西側の住宅地がわずかの雨でも水のはけ口がないために湛水し、困っているが排水の方法がないので排水機を設置して貰いたいというもの。

○住居表示制度の実施について

金沢町三丁目に接続して新金沢町に通ずる道路までの間にある住宅群は、住居表示制度が実施されておらず非常に不便を来しているので、早急に金沢町三丁目に編入する住居表示を実施して欲しいというもの。

衛生課が発足

環境・公衆

8月から1部機構改革

課設置条例の一部改正により八月一日から市役所の一部機構改革が実施されましたが、それに伴なう課の配置替えと人事異動がそれぞれ別記のとおり行なわれました。

機構改革は先月号でお知らせしたとおり、徴収課がなくなり市税徴収業務が税務課徴税係、国保料徴収業務が民生課国保係の所属となりました。

また今までの保健衛生課が公衆衛生課と環境衛生課に分離独立したほか、会計課が出納課に改められました。

新設された係では、総務企画課の中に監理係、農林課に畜産係、建設課に下水道係が誕生しました。新設された公衆衛生課には予防係と指導係、環境衛生課には業務係と清掃係がおかれました。

名称の変った係は、市民課の登録係が住民係に改められましたが、これらを含めた新しい市役所の機構図は次のとおりです。

新津市行政機構図

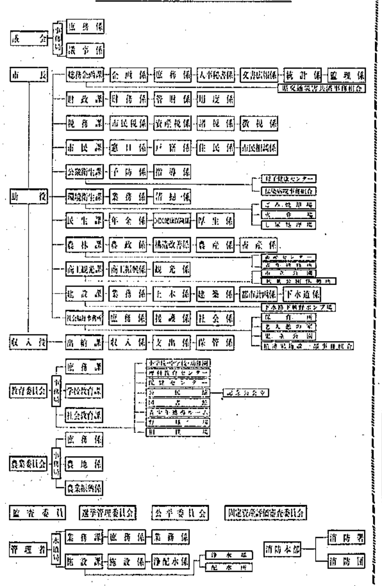

選挙人名簿の追加登録

申し出は九月二日まで

永久選挙人名簿の追加登録は、該当する本人から登録の申し出がなければいつまでも名簿にはのりません。

追加登録の時期は、今までの年二回（三月・六月）が今年から四回（三、六、九、十二月）にふえましたが、次回の登録が九月一日現在で行なわれますから、まだ登録していない人と、新しく成人した人など、次の条件にあてはまる人は、期限内に必ず追加登録申し出書を提出してください。

◇昭和二十三年九月二日までに生まれた人。

◇今年の六月一日までに当市に転入した人、ただし転入届（住民異動届）を出してある人は、登録申し出の必要はありません。

◇公民権停止などが解除された人。

◇当市の選挙人名簿から洩れている人。

登録申し出書の（用紙は市民課にあります。）提出期限は、九月二日午後五時までです。市民課住民係、または選挙事務局にご提出ください。

なお、申し出には印鑑が必要です。

小学生が水しぶき

四回目の小学生水泳大会が、八月十日、一小プールでひらかれました。

小学校体育連盟では、昭和四十年から毎年八月十日に市内全小学校児童による水泳大会を開いてきましたが、年年、参加校も出場選手もふえて盛んになっています。

今回は、全部の小学校から三百四十名の選手が出場、自由形、平泳ぎ、背泳ぎ、リレーの各種目に日頃きたえた技を競い合い、九つの大会新記録と一つの大会タイ記録を出しました。

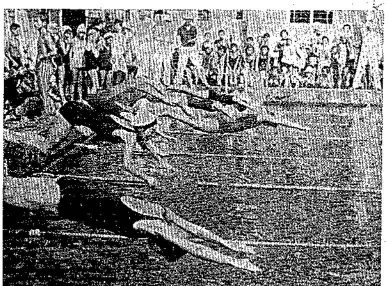

一斉にスタートを切る代表選手、五十メートル女子自由形決勝

前納報償金と延滞金

市・県民税および固定資産税については、その月の納期限の税額とともにその後の納期限の税額をあわせて納付しますと前納報償金を交付されることになっています。

その計算方法は、後の納期限の税額の百分の一、五に前納月数（十四日以内は切り捨て、十五日以上は一月とする。）を掛けた額です。

また、すべての市税について納期限までに納付しなかったときは、その納期限の翌日から納付した日までの期間に応じて、その税額百円について一日四銭（納期限後一月以内の期間については一日二銭）の割り合いを掛けた延滞金を加算して納付しなければなりません。なお、督促状が出ますと一件につき二十円の督促手数料が加算されます。

市税は納期限までに納入してください。

市税を滞納されますと延滞金や督促手数料を加算されますので、負担が重くなるだけでなく期限内に納税された方々にも迷惑をおよぼすことになりますから納期内納付について積極的にご協力をお願いします。

中小企業へ資金貸付け

中小企業設備近代化資金、設備合理化資金の第二次貸し付け申請を九月一日から三十日まで、受けつけますから希望者は、商工観光課へお申し込みください。

毎月掲載している各課の紹介記事「市役所へご案内」は紙面の都合で今回は休みます。

事故に備えみんなで加入を

県交通災害共済制度

新津市内で、去年一年間に、二百十一件の交通事故が発生し、死者五名、重軽傷併せて百九十三名を出しました。

しかもこのような悲惨な交通事故は今後ますます激増する傾向にあります。

事故防止は全市民の切実な願いですが、不幸にして被害を受けたときに、相互に扶助し合うことも必要です。そのような見地でいよいよ九月一日から新潟県交通災害共済組合が発足します。

新津市ではいま町内部落ごとに説明会をもつなど交通災害共済組合の主旨の普及につとめていますが、安い掛金とかんたんな手続きで、すぐもらえる見舞金を万一の際に役立てられるよう一人でも多くの加入を、おすすめします。

◇会員の資格

新津市に住所のある人であれば年令に制限なくだれでも会費を納めた翌日から会員になれます。

ただし今年は八月中に会費を納めた人は、すべて九月一日から会員の資格が生じます。

◇会費

一人一口で年三百六十円、中学生以下は三百円、年の中途加入は月割り会費になりますが、今年は九月一日から発足するため、一人二百十円、中学生以下は、百七十五円です、なお会費納入後は、中途でやめても会費は返しません。

◇共済期間

毎年四月一日から翌年三月三十一日までですが、今年に限り九月一日から来年の三月三十一日までです。なお中途加入者は、会費を納入した翌日から共済期間がはじまります。

◇見舞金支給の対象となる交通事故

運行中の車両の衝突、墜落、転落、転覆、車両からの転落、車と人の接触、その他踏切りでの事故など日本国内で発生した交通事故はすべて対象になります。

ただし飛行機と船の事故は除かれます。

◇共済見舞金の請求

事故を扱った警察が発行した交通事故証明書（もらえないときは現認者の証明書でもよい）医師の診断書、会員証と印かんを持って市役所の窓口に届け出てください。

見舞金の請求期間は災害を受けたときから一年以内です。

また見舞金を受けたあとで、事故発生の日から六カ月以内に傷害の程度が上位の等級に変ったときは、更に見舞金の差額が給付されます。

◇共済見舞金の額

一等級　死亡した場合　五十万円

二等級　全治六カ月以上の傷害を受けた場合　十万円

三等級　全治三カ月以上の傷害を受けた場合　五万円

四等級　全治一カ月以上の傷害を受けた場合　二万円

五等級　全治一週間以上の傷害を受けた場合　五千円

◇見舞金が支払われない場合

故意または重大な過失によるものや、無免許、飲酒運転などの法定違反、天災、地変に起因する場合は、見舞金の給付を受けられません。